

## 令和6年度日本赤十字社福岡県支部

### 奨 学 生 募 集 要 項

#### 1. 募 集 人 員

日本赤十字社福岡県支部奨学生 2名

#### 2. 奨学金貸与期間 3年次から2年間

#### 3. 貸 与 金 額 年額60万円

#### 4. 貸与及び返済方法

- (1) 奨学金の貸与時期は3年次には9月末までに、4年次には4月末日に一括にて貸与するものとする。
- (2) 返済は、原則として大学卒業後2年以内に全額返済するものとする。但し、卒業後直ちに看護師、保健師の資格を取得し、福岡県内のいずれかの赤十字医療施設に一定期間以上就業した場合は、就業期間に応じて返済を免除するものとする。

#### 5. 申 請 条 件

次の各条件をすべて満たす者であること。

- (1) 日本赤十字九州国際看護大学において履修中である3年生。
- (2) 看護師等資格の取得を目指し、卒業後は福岡県内いずれかの赤十字医療施設等に就職する意思がある者。
- (3) 2年次終了時の成績が上位30%以内の者。
- (4) その他の赤十字支部・施設等から奨学金の貸与を受けていない者。

#### 6. 奨学生募集手続

- (1) 受 付 期 限 大学の指示による。
- (2) 提 出 書 類
  - ①奨学金貸与申込書 所定のもの。
  - ②奨学金を必要とする理由書 所定のもの。
- (3) 提出書類は、大学学務課を通じて提出すること。

(4) 出願先 (問合せ先)

〒815-8503

福岡市南区大楠3-1-1

日本赤十字社福岡県支部 (TEL 092-523-1171)

7. 選考方法

後日、日本赤十字社福岡県支部において面接試験を実施する。

8. 第二次選考結果の通知

第二次選考 (面接) 実施日より2週間以内に大学を通じて本人に通知する。

9. 奨学金貸与手続

奨学金の貸与決定通知を受けた者へ、決定通知と併せ、奨学金貸与申請に係る書類を郵送する。

10. その他

提出された書類は、理由の如何によらず返却しない。

# 日本赤十字社福岡県支部奨学金貸与規程

## (目的)

第1条 この規程は、日本赤十字社福岡県支部長（以下「支部長」という。）が福岡県内の赤十字医療施設及びその他の施設（以下、「赤十字医療施設等」という）において必要な看護師を確保するため、日本赤十字九州国際看護大学（以下、「看護大学」という）において看護師、保健師（以下「看護師等」という。）の資格取得を目指す赤十字看護学生の修学に必要な資金の一部を奨学金として貸与し、優秀な学生の修学を支援することにより将来、救護員となる看護師の確保について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (貸与対象者)

第2条 奨学金貸与者（以下「奨学生」という。）は、看護大学において履修中であり、看護師等資格の取得を目指し、卒業後は福岡県内のいずれかの赤十字医療施設等に就職する意思のある者で、2年次終了時の成績が上位30%以内の者を対象に支部長が選考する。但し、その他の赤十字支部・施設等から奨学金の貸与を受けている者は対象外とする。

## (奨学生の人数)

第3条 奨学生は、原則として毎年2名以内とする。

## (奨学金貸与期間)

第4条 奨学金の貸与期間は、3年次から2年間とする。但し、休学等がある場合は、その期間中は奨学金を貸与しない。

## (奨学金の貸与額等)

第5条 奨学金は年額60万円を上限とし、3年次は9月末日までに、4年次は4月末日に一括にて貸与するものとする。

## (貸与申請)

第6条 奨学生になろうとする者は、奨学金貸与申請書（様式1）、奨学金返済計画書（様式2）及び学業精励誓約書（様式3）を支部長に提出して、奨学金の貸与申請をするものとする。

2 貸与申請に際しては、連帯保証人2名を立てなければならない。

3 連帯保証人は、本規程及び奨学金貸与申請書に基づき奨学生が負う一切の金銭債務を連帯保証する。

4 第2項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な者とし、その一人は本人の親権者、父母またはこれに代わる者とする。

(奨学金貸与者の決定)

第7条 支部長は、第2条の対象者面接試験を実施のうえ奨学生、貸与金額を決定し、決定後は奨学金貸与決定を通知する。

(口座の指定等)

第8条 奨学金の貸与が決定された奨学生は、奨学金の振込みのための本人名義の銀行口座を指定し、奨学金振込口座届(様式4)により支部長に通知するものとする。

(奨学金の返済)

第9条 奨学生は、原則として卒業後2年以内に、第6条1項において提出した奨学金返済計画書(様式2)に基づき、貸与した奨学金を全額返済しなければならない。

2 前項の返済計画に変更がある場合は、奨学金返済計画書(様式2)を再度提出するものとし、その場合においても原則2年以内に貸与した奨学金を全額返済するものとする。但し、特別な事情がある場合は、奨学金返済期間延長申請書(様式8)を提出することにより、12か月を限度として返済期間の延長を申請することができる。

3 返済計画の実行を期するため、具体的な返済の額及び方法等については、返済の義務が生じたときから1ヶ月以内に、支部長と奨学生が相互確認するものとする。

4 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、支部長は貸与を打ち切り又は停止するものとし、奨学生は既に貸与された奨学金を全額返済しなければならない。この場合は、具体的な返済の時期及び方法を支部長と奨学生が協議して定めるものとする。

(1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。

(2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。

(3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。

(4) 学業途中において、奨学生として適正を欠き、奨学生としてふさわしくないと認められたとき。

5 奨学生が、就学中に死亡した場合は、支部長は奨学金を打切る。この場合は、既に貸与した奨学金の返済については、支部と連帯保証人が協議して定める。

(利子)

第10条 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。但し、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息を課すものとする。

2 延滞利率については、別に定める。

(返済の免除)

第11条 奨学生が卒業後、別に定める条件に該当した場合は、支部長は奨学金の一部又は全額の返済を免除することができる。

(成績表の提出)

第12条 奨学生は、奨学金の貸与の期間中、毎年4月末日までに、学年末の成績表を支部長に提出しなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学金の貸与について必要な事項は別に定める。

(付則)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(付則)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(付則)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(付則)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(付則)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(付則)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

但し、この規程の施行前に採用された奨学生については、改正前の規程を適用する。



## 日本赤十字社福岡県支部奨学金貸与規程細則

### (目的)

第1条 この細則は、日本赤十字社福岡県支部奨学金貸与規程（以下「規程」という。）の施行に関し、手続等の実施について適正かつ円滑な処理を図ることを目的としてこの細則を定める。

### (対象者の就労希望の確認)

第2条 支部長は、労働基準法に定める就労者の就労先の選択権利を尊重する必要があることから、卒業見込時において、奨学生に対し福岡県内のいずれかの赤十字医療施設等への就労希望の有無を確認する。

### (奨学生の届出)

第3条 奨学生は次の各号の一に該当したときは、「奨学金貸与に関する届出書」（様式5）にその事実が確認できる書類を添えて、直ちに支部長に届出なければならない。

- (1) 氏名、住所または電話番号を変更したとき。
- (2) 奨学金の振込口座を変更したとき。
- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- (4) 退学、休学または復学したとき
- (5) その他

### (勤務先の決定)

第4条 奨学生は勤務先が決定したときは、「勤務先決定届」（様式6）により、直ちに支部長に届けなければならない。

### (奨学金の返済)

第5条 奨学生が規程第9条の各項に該当したときは、「奨学金借用証書」（様式7）を直ちに支部長に届けなければならない。

- 2 奨学生が規程第9条2項但書による申請を行う場合は、「奨学金返済期間延長申請書」（様式8）及び「奨学金返済計画書」（様式2）を直ちに支部長に届けなければならない。
- 3 奨学金借用証書には、2,000円の収入印紙を貼付し、本人と連帯保証人の印を割り印すること。

### (延滞利息の利率)

第6条 規程第10条第2項に定める延滞利息については、当該返済すべき日の翌日から返済日までの期間の日数に応じ、返済すべき額に年10%の割合で計算した額を徴

収するものとする。但し、算出された延滞金額に 100 円未満の端数がある場合はこれを切り捨てるものとする。

(奨学金の返済免除の要件と免除額)

第 7 条 規程第 11 条に定める卒業後における返済免除は、「卒業後直ちに看護師、保健師の資格を取得し、福岡県内のいずれかの赤十字医療施設等に一定期間以上就業した場合に適用する。」こととし、その要件と免除額は次のとおりとする。

- (1) 4 年間勤務した場合若しくは 4 年未満であって就業中に死亡した場合は、貸与総額の全額
  - (2) 3 年以上 4 年未満勤務した場合は貸与総額の 4 分の 3 額
  - (3) 2 年以上 3 年未満勤務した場合は貸与総額の 2 分の 1 額
  - (4) 1 年以上 2 年未満勤務した場合は貸与総額の 4 分の 1 額
  - (5) 上記の定めにかかわらず、4 年の間に休職等勤務できない状況に至った場合は、その状況が真に止むを得ない事情と認められ、且つ、継続勤務の意思がある場合は、支部長と奨学生が真摯に協議し、返済額及び返済方法を決定することとする。
- 2 前項の適用を受ける場合は、対象者は就業が決定した後、奨学金返済免除申請書(様式 9)を支部長に提出しなければならない。支部長は同申請を審査し、返済免除の諾否を対象者に通知する。
- 3 対象者は就業から 4 年の間、毎年、4 月末までに、在職証明書を支部長に提出しなければならない。

(付則)

この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(付則)

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(付則)

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(付則)

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(付則)

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(付則)

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(付則)

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

但し、この細則の施行前に採用された奨学生については、改正前の細則を適用する。